



昭和九年十一月

海軍軍縮協定の基準に就て

(以印刷代謄寫)

海軍省海軍軍事普及部

海軍軍縮協定の基準に就て

目次

第一、軍縮會議と其の基準……………一頁

第二、過去に於ける軍縮協定の基準……………二頁

第三、現存軍縮條約の基準に關する検討……………六頁

第四、公正妥當なる海軍軍縮協定の基準……………一一頁

第一章 海軍軍縮協定の基礎に就て……………一頁

第二章 海軍軍縮協定の基礎……………六頁

第三章 海軍軍縮協定の基礎……………一頁

第四章 海軍軍縮協定の基礎……………一頁

海軍軍縮協定の基礎に就て

海軍軍縮協定の基礎に就て

第一、軍縮會議と軍縮協定の基礎

一、從來軍縮會議は屢々行はれて居るのであるが、此種會議の性質上各國は夫々自國に有利な主張を爲すのを常として居る。斯くては容易に論議の歸結を發見し得ない關係上多くの場合何等かの形に於て軍縮協定の基礎となるべきものを設け折衝に當つて居るのである。

二、會議はもとより參加各國の合意に依り協定に達するのであるけれども、會議の出發點又は基礎として認められた事項の如何に依つては會議全般の空氣にも相異があり、従つて折衝上に難易の差を生じ、會議の成果に大なる影響を及ぼすに至ること

は想像に難くない。

三、以下過去に於ける軍縮會議に於ける協定の基準を批判して、次期軍縮會議に於ける公正妥當の軍縮基準を探究することとする。

第二、過去に於ける軍縮協定の基準

一、第一回平和會議に於ては、陸軍は五年間、海軍は三年間の軍費豫算の不増加を議題として居る、之は軍備の現状維持が基準となつたものと言ひ得よう。

此の時代は、丁度獨逸が隆々と進展して來た時であり、平和會議を主催した露國の主目的も獨逸の發展を抑へるにあつたと言はれる位であつて、右の如き基準は露國に好都合であると共に獨逸にとつて迷惑となるのである。

果然會議は主として獨逸の反對に依り軍縮協定の成立を見なかつたのである。

二、世界大戰前英獨間に行はれた海軍交渉に於ては、獨逸側は四對三又は三對二の比

率を主張し、英國は最初二對一後には十六對十の比率を主張して居る。此等の根據は何であるかに就ては明でない、然し兩者共に内實は作戰上の要求に基くものであること勿論であつて、英國は現状主義を基礎として獨逸の増勢を一定限度に止めんとし、獨逸は將來の發展の爲優勢の自由を確保せんとしたものと思はれる。然し此の協定は遂に成立に至らなかつた。

三、世界大戰後の對獨逸等の平和會議では、殆んど戰勝國一方の意志を以て戰敗國に再起不能なる如き條件を課して軍備制限を規定して居るのであつて、之は本稿に於て説かんとする軍縮協定の基準の實例としては不適當で全然性質を異にするものである。

四、華府會議は大體に於て表面上は現有勢力が基準となつて居る。帝國は國家安全を第一要件として主張したが、米國側は頑強に現有勢力基準を主張したのである。而して其の内心は作戰上の要求に基く五對三の比率實現の爲に現有勢力主義を利用せ

んとしたのであることは勿論である。

然し帝國の現有勢力計算方法に依ると七割となるのであつたが當時の艦船兵器を以てせば當時の情勢上太平洋防備制限の協定と補助艦無制限に依り、六割を以て西太平洋の防備には不安なきものと認め現有勢力主義に同意したのであつた。帝國としては現有勢力を基準とすることは已むを得ない事情にあつた。

補助艦に關しては、米國は主力艦の現有勢力の比率を基準として適用せんとしたものであつて、補助艦其のもの、現有勢力に基くものではなかつた。之に對して佛國は國防安全を基準とする自主的所要量を要求して協定は遂に成立に至らなかつたのである。

五、壽府三國會議では又全然情況を異にして居る。米國は華府條約の比率を補助艦にも適用しようとし、英國は國防安全の見地から補助艦の大なる保有量を要求し、帝國は現有勢力を基準として協定に達せんとして居るが協定不成立に終つて居る。

六、倫敦會議に於ては不戰條約の精神を基調とすることとなり、此の意味に於て米國は華府條約比率を適用せんとし、帝國は國防安全の見地から不脅威不侵略の主義を高調したのであるが、結局華府條約比率を多少變更して協定成立に至つて居る。

七、現在尙繼續して居る壽府一般軍縮會議に於ては、一九三二年四月二十日に軍縮の基準を「國家の安全保障及共同行爲に依り課せらるべき國際的義務の實行可能範圍に於て最小限度」に置き、此の場合各國の地理的地位及特殊事情を考慮することの決議案を採擇して居るから之を以て一般軍縮會議に於ける基準と認めて差支ないであらう。

八、以上の如く過去の軍縮會議に於ては現状維持、現有勢力基準、既存條約比率適用國家の安全其他種々の項目を討議の基礎とし、或は軍縮の出發點なりとして會議を行つて居るのである。

九、以上の如く從來軍縮協定の基準とせられたる種々の項目に就き其の性質を検討し

て見れば、現有勢力比率適用の如く極めて具體的のものあると共に、又國家安全、不戰條約の精神を會議の出發點とする等の極めて抽象的のものもあるのである。

具體的事項を討議の基礎とするものにあつては、關係國の勢力を定める上に於て甚だ簡單明瞭であるけれども、要するに或特定時機の勢力比較に過ぎないのであつて、將來永きに亘る條約を考へる場合國際情勢の變化其他諸般の事情に適應せざるに至るべきは明である。

又國家安全其他抽象的項目を掲げる場合に於ては、理論的には極めて正しいのであるが、之を實際に適用する場合に如何にするかに就ては論議百出して容易に決しないのが常である。特に優勢國が制覇的野心を捨てない様な場合に於ては更に解決を困難にするのである。

第三、現存軍縮條約の基準に關する檢討

一、華府會議に於て米國が現有勢力を基準として提案したことは前述の通である。之に關しては其の本質に就ても又内容に就ても充分に檢討する必要がある。

二、第一に、現有勢力に依るものは恒久的に軍備を制限する場合の基準としては其の本質上から言つて適當でないことは前にも述べた通であつて、或特定期間の協約であるならば差支ないこともあるが一定不變の鐵則でないことは勿論である。

三、而も華府會議の時の現有勢力比較に關しては其の内容に就て深き考察を加へる必要があるのである。

次に當時の情勢、米國の建艦情況及其の現有勢力算定の基礎の三方面から之を檢討して見よう。

(一) 當時は全く世界大戰後の特異なる情勢であつたので、將來に於ける各國軍備の協定をなすべき軍縮會議に於て、之を各國保有量の基準とすることは當らないのである。其の特異性の一例を示せば、英國は獨逸を相手に全力を擧げて海軍擴

張を行つた直後であるから、現有勢力も非常に大であるが、之に反し佛國は對獨
戰爭の主力を陸軍に振り向けて居たので海軍力が非常に劣つて居たのである。

一方米國は大戦末期參戰の勢を驅り又大戦中に獲得した大財力を利用して、世
界第一海軍を目指して大建艦中であつたのである。

帝國は米國の建艦に對應して建艦計畫を立て、居つたが、受動的であるだけ多
少着手が遅れ氣味になつて居つたのである。此の様な特異の状況を基礎にして將
來永きに亘る軍縮協定を行ふ所に大なる無理が存するのである。

(二) 米國の建艦狀況に就て調査して見るならば此處に大なる疑問を懷かせられる
のである。

米國は一九二〇年（華府會議開催の前年）實に主力艦十隻を一時に起工して居
り、會議當時は十五隻の主力艦を建造中であつたのである。之は大戦後の米國の
大なる國力膨脹を信ずる者から見れば實に物凄い狀況に映つたのであるが、仔細

に其の内情を調査したならば全く知る人ぞ知るであつたのである。

米國の斯る大建艦の必要如何、其の造艦能力如何、所要の海軍軍人を充實し得
るや否や、又斯く主力艦のみ完成して所謂不均衡なる海軍を得て果して艦隊とし
ての能力發揮可能なりや否や、等々觀じ來れば其處に大なる疑惑の餘地が存する
のである。英國が英獨建艦競争で實際軍艦急造の必要に迫られて居つた時でさへ
も、一年間の戦艦の起工隻數六隻の時が最大であつたのであつて、米國の十隻同
時起工の如きは會議對策としての鬼面嚇人的大建艦に過ぎざりしと斷ぜざるを得
ない。

(三) 現有勢力の算定方法に關しては大なる論争を見たのである。當時としては主
力艦の定義も無く、艦齡の規定も又排水量に關する各國共通の定義もない時であ
つたので、其れを何の範圍に採るか、米國は自國に最も好都合なる算定方法を執
つて居り、又起工した許りの主力艦の噸數をも其の建造工程に比例して現有勢力

に算入して居るのである。且つ其の建造工程も帝國が調査した計算と比較して餘りに程度が進んで居るので、米國海軍刊行月報を引證して之が反駁に努めた所、米國側は「既に市場に注文を發した砲煩屬具を加算した爲である」と苦しい説明をして居る。之等に關しては其の強辯であることは明かであつたが、實際に之を反證する方法が無いので已むなく政治的解決に移されたのである。

以上の様に華府會議に於ける現有勢力比較に就ては其の内容に於ても幾多の不合理が存して居つたのである。

四、倫敦會議に於ては、米國は華府條約の比率を適用せんとしたのであるが、此の際には米國の現實の勢力は少くて單に紙上の建艦計畫に過ぎなかつたけれども、會議前英米間に大體の妥協が成立して居たので帝國の國防安全を基調とする主張も遂に通らず、一九三六年迄の暫定的協定として華府條約比率の多少の變更となつて條約が成立したのである。

五、以上を考へて見るならば、既存條約に於て軍縮の基準となつたものは其の本質に於ても其の内容に於ても大なる不合理の點を含むものであることが明である。

第四、公正妥當なる海軍軍縮協定の基準

一、以上の如く現有勢力を基準とした既存條約には幾多の不合理を含むものであり、且つ其の實績に徴して最早之を將來に適用すべからざるものと認められるので、明年の軍縮會議に於ては之を更改して最も公正妥當なる軍縮協定に達しなければならぬことは勿論である。

公正妥當なる協定に達せんが爲には先づ出發點に於て公正妥當なる基準を樹て、之に基いて會議を進めるのでなければ又々前車の轍に入るべきは明であつて、此の點充分なる研究を要すること勿論である。

二、軍縮を行ふに當り之を公正妥當なるものとなし、其の真正なる目的を達せしむる

爲には次の三要項を考へる必要がある。

第一に軍縮の目的とすべきものは何であるかと言ふことである。

第二には右の目的を達成するに當り何を基調とすべきかである。

第三には右の基調を以て軍縮を實行するに當り如何なることを要則とすべきかである。

三、第一の軍縮の目的は先づ各國の安全を期し得ることを根本としなければならぬ。軍縮事業は國際平和を確保し軍費の輕減を計らんとする目的を有するのであるけれども、此等は各國が安全に其の存立を確保し得ることに依つて求められるものであつて、不斷に其の存立を脅威せらるゝ如き軍備に制限せられて猶國際平和を維持せんとするならば、結局他國に叩頭して其の憐を乞ふより外に途がないのであつて、斯る平和は眞實の平和でなく、又斯くして得た經費節減は他日國家に與へらるゝ大害の基ともなるのである故に國の安全の爲必要とする軍備を齊整するの權利は各國共に之を保持せしめ、不脅威不侵略の原則を確立することを以て軍縮の目的としな

ければならぬ。

四、右の目的を達成する爲に軍縮の基調とすべきことは、差等比率を撤廢すると共に攻撃的兵力は之を全廢若くは縮減して防禦的兵力は之を整備し、且實質的の大軍縮を行ふものでなければならぬ。條約に依り關係國間に差等比率を以て兵力の制限を行ふ場合には、海上兵力の移動性に鑑みて優勢海軍國は何時たりとも寡勢海軍國を攻撃し得ることになるので、後者は常に脅威不安を感じざるを得ないのである。此の關係は現在の如く艦船兵器航空機等の發達せる状態に於ては、殆んど地理的地位には影響を受けないのであつて、將來に於ては更に其の程度を増大すると考へられるので先づ以て差等比率の撤廢が必要である。

次に各艦種の特性に就き考察を加へると、他國に對し脅威的侵略的と認めらるゝ攻撃的兵力もあり、主として其の國の防禦に役立つ防禦的兵力もあるのである。此の攻撃的兵力を全廢若くは縮減し防禦的兵力を整備することが不脅威不侵略の原則

に缺くべからざるものであることは勿論である。此のことは壽府一般軍縮會議に於ても既に各國が異議なく採擇せる軍縮の重要基調である。尤も攻撃的兵力の選定に就ては種々論議を生ずる場合もあるが、適當なる標準を設定して各國が虚心淡懷に之を検討するならば必ずしも解決は困難でない。

斯くして量的にも質的にも大軍縮を行ふことを基調とするものでなければ軍縮の目的に合し得ないのである。

五、右の如き基調を以て軍縮を實行するに當つては、高度軍備國が他に比し一層大なる軍縮を行つて先づ其の模範を示すことが絶對的要則である。

何となれば現下の情勢に於て軍縮の解決方法としては、大體に於て高度軍備國の兵力縮減によるか、或は小軍備國の再軍備を認むるか、二者何れかの主義を選ばねばならぬ。然し後者は軍擴の結果となるのであつて全く軍縮の精神に反するものであるから、結局前者の方途に依るの外ないのであつて、之を拒否する國ありとすれ

ば軍縮の實現は到底期せられないのである。

六、前述の如き三要項を具備する軍縮の基準は理論的にも正當であり、之が實現にも何等困難を伴はず而して關係各國の恒久的平和を確保するものであるから、各國にして眞に軍縮の崇高なる精神に燃えるに於ては明年の軍縮會議に於ては過去に於ける如き不合理不公正な基準を廢し右の新基準を以て公正妥當なる軍縮協定に達せしめなければならぬのである。

(終)

